

報告第 1 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 市長の専決事項の指定について第 2 項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	29. 11. 9	円 896,400	平成29年5月17日、宮前区***** *敷地内で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の集積所の扉に接触し、破損させたもの
2	環境局	29. 12. 27	円 118,800	平成29年11月4日、多摩区***** *敷地内で、本市小型ごみ収集車が、作業を終え、後退した際、被害者所有のフェンスに接触し、破損させたもの
3	中原区役所	29. 12. 4	円 117,278	平成29年11月7日、中原区***** ***駐車で、本市軽ライトバンが、駐車しようと後退した際、駐車していた被害者所有の原動機付自転車に接触し、破損させたもの
4	高津区役所	30. 1. 12	円 251,471	平成29年7月24日、高津区上作延600番地先交差点で、本市公共応急作業車が、通過しようとした際、右側から走行してきた被害者運転の自転車に接触し、眼鏡を破損させ、及び被害者を負傷させたもの
5	麻生区役所	29. 11. 13	円 373,266	平成29年6月26日、麻生区東百合丘4丁目15番3号先路上で、本市道路パトロール車が、方向転換しようと後退した際、右側から走行してきた被害者運転の軽乗用車に接触し、破損させ、及び被害者を負傷させたもの

6	消防局	29. 11. 13	円 122, 407	平成29年8月24日、被害者宅先丁字路で、本市救急車が、右折した際、被害者所有の車止めポールに接触し、破損させたもの
7	消防局	29. 12. 22	円 30, 240	平成29年10月31日、川崎区田島町3番3号先路上で、本市消防車が、工事現場を避けようと右に寄った際、被害者所有の道路標識柱に接触し、破損させたもの
8	消防局	30. 1. 17	円 456, 265	平成29年12月9日、川崎区大師駅前1丁目8番1号先路上で、本市消防車が、駐車しようと左に寄った際、駐車していた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
9	環境局	29. 12. 26	円 21, 600	平成28年12月6日、麻生区***** ***敷地内で、本市職員が、ごみの収集作業中、被害者所有の集積所の扉に接触し、破損させたもの
10	建設緑政局	29. 12. 26	円 1, 140	平成29年10月12日、富士見公園で、被害者運転の自転車が走行中、破損していた車止めポールに乗り上げ、当該自転車が破損したものの
11	建設緑政局	29. 12. 26	円 35, 600	平成29年10月23日、被害者宅先路上で、根元の腐食していた街路樹が倒れ、被害者所有の建物の外壁を破損させたもの
12	建設緑政局	30. 1. 17	円 425, 293	平成29年8月7日、宮前区馬絹2032番地先路上で、街路樹の枯れ枝が落下し、信号待ちのため一時停止していた被害者運転の普通乗用車を破損させたもの
13	宮前区役所	29. 11. 15	円 254, 880	平成29年9月20日、被害者宅先路上で、本市職員が草刈り作業中、草刈機によって跳ねた石が、駐車していた被害者所有の小型乗用車に当たり、破損させたもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
108	27.7.2	川崎駅北 口自由通 路西側デ ッキ整備 工事	東京都千代田区神田三崎 町2丁目5番3号 川崎駅北口自由通路新設 ・駅改良共同企業体 代表者 鉄建建設株式会社 代表取締役社長 林 康雄 構成員 株式会社 大林組 代表取締役 白石 達	契約金額 2,483,928,720 円	契約金額 2,548,194,120 円	30.1.23	JR東日 本との協議 により、近 接する鉄道 ケーブル等 への工事の 影響を避け るため、工 事期間中の み設置する 予定だった 土留鋼矢板 について、 一部存置す る必要が生 じたことに よる増額の 変更を行う ものである。 また、目視 点検のため の点検口の 追加等に伴 う増額の変 更をあわせ て行うもの である。

議案 番号	議 決 年 月 日	工 事 名	契 約 の 相 手 方	変更事項		専決処分 年 月 日	変 更 理 由
				変更前	変更後		
103	28.6.16	川崎駅西 口堀川町 C地区連 絡ペデス トリアン デッキ整 備工事	横浜市鶴見区末広町2丁 目1番地 JFEエンジ・JFEコ ンフォーム共同企業体 代表者 JFEエンジニアリング 株式会社 代表取締役社長 大下 元 構成員 JFEコンフォーム株式 会社 代表取締役社長 細谷 由光	契約金額 747,073,800 円	契約金額 769,973,040 円	29.12.27	ペデスト リアンデッ キの接続先 との協議に より、接続 箇所のジョ イントカバ ー及び防鳥 ワイヤー等 の増工の必 要が生じた ため、増額 の変更を行 うものであ る。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
105	28.6.16	等々力硬 式野球場 改築電気 設備工事	川崎市川崎区榎町9番1 3号 千代田・信号器材共同企 業体 代表者 千代田電気株式会社 代表取締役 上野 武志 構成員 信号器材株式会社 代表取締役社長 前島 敏雄	契約金額 766,800,000 円 完成期限 平成30年 9月28日	契約金額 768,455,640 円 完成期限 平成32年 12月15日	30.1.22	関連工事 である「等 々力硬式野 球場改築工 事」におい て、当初想 定していな い廃棄物混 じり土や軟 弱地盤等の 存在が確認 されたこと から、追加 対策を行う 必要が生じ たことに伴 い、工期の 延長を行う ものである。 また、工期 の延長に伴 う経費の増 額変更をあ わせて行う ものである。

3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

訴えの提起

番号	専決処分 年月日	被告	請求の要旨
1	29.11.8	*****	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料204,240円、延滞金及び平成29年6月27日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月40,200円の支払を求めるもの
2	29.11.8	*****	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料195,967円、延滞金及び平成29年7月9日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月27,000円の支払を求めるもの
3	29.11.8	*****	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料323,841円、延滞金及び平成29年8月3日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月30,100円の支払を求めるもの
4	29.11.8	*****	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料334,274円、延滞金及び平成29年8月3日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月27,500円の支払を求めるもの
5	30.1.16	*****	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料226,870円、延滞金及び平成29年10月12日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月28,100円の支払を求めるもの

6	30. 1. 16	*****	<p>市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料210,950円、延滞金及び平成29年9月16日から明渡し済みに至るまでの使用料相当損害金月19,300円の支払を求めるもの</p>
7	29. 11. 8	*****	<p>市営住宅の権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び平成29年11月1日から明渡し済みに至るまでの使用料相当損害金月30,700円の支払を求めるもの</p>